



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 38号 2009.3.25 発行 社会政策研究所

全国各地で行われていた障害者自立支援法訴訟、その和解勧告に従い、3月24日、さいたま地裁で国と初の和解が成立したのを受け、新聞各紙は一斉に和解内容と今後の動向などを報道しました。内閣府で進められている障がい者制度改革推進会議の議論にも大きな影響を与えそうです。【kobi】

障害者自立支援法訴訟：国と初の和解...さいたま地裁

毎日新聞 2010年3月24日 東京夕刊



障害者自立支援法訴訟で、和解に向けてさいたま地裁に入る原告ら＝さいたま市浦和区で2010年3月24日、手塚耕一郎撮影

障害者自立支援法で定める福祉サービス利用料の原則1割負担（応益負担）は「生存権を侵害して違憲」として、埼玉県内に住む障害者12人が、国などに負担廃止などを求めた訴訟は24日、さいたま地裁（遠山広直裁判長）で和解が成立した。他に同種の訴訟を全国13地裁に59人が起こしたが、原告側と国は法を廃止することで1月に基本合意。4月までに各地裁で順次和解が成立する見通し。

和解内容は「基本合意」に沿い、国は速やかに応益負担を廃止し、2013年8月までに新制度を制定する。国は、障害者の意見を十分踏まえ、拙速に制度を施行して障害者の尊厳を深く傷つけたことに、心から反省の意を表明する - - など。また原告で、先天性の脳性まひによる障害があるさいたま市緑区、五十嵐良さん（36）は意見陳述し、「障害者が本当に安心して暮らせる新しい法律ができるよう、障害者の声を聴いた法律にしていければと思う」と述べた。

障害者自立支援法は自公政権下の05年10月に成立した。収入に応じて福祉サービス利用料を支払う「応能負担」から、障害が重いほど負担が増す「応益負担」に転換したた

め、多くの障害者が「生存権や平等権を定めた憲法に違反する」などと反発。政権交代後の昨年9月、長妻昭厚生労働相が法の廃止を表明し、国と原告、弁護団が基本合意を締結した。【飼手勇介、町田結子】

障害者自立支援法

「小泉改革」の一環として05年10月に成立した。身体、知的、精神の3障害に対する福祉サービスを一元化し、障害者が自立した生活をできるように支援することが目的。一方で、財源を安定させるため、収入に応じて福祉サービスの利用料を支払う従来の「応能負担」を転換し、収入に関係なく原則1割を自己負担する「応益負担」を導入した。

障害者自立支援法訴訟：和解 負担ゼロ、母の願い

脳性まひの長男、出費2万円増 年金で不足分支え

「この法律がある限りは死に切れなかった」。障害者自立支援法の撤廃が法廷で改めて確認された24日のさいたま地裁での和解。脳性まひの長男を持つ母、秋山宇代（たかよ）さん（68）は閉廷後「和解が成立してとにかくほっとしました。でも、これが出発点です」と決意を新たにした。【飼手勇介】

原告の長男拓生さん（36）が暮らす埼玉県蓮田市内の入所施設では、1カ月約50万円の利用料の1割が自己負担となった。他に食費や光熱費約3万円が必要だ。拓生さんの収入は障害年金の約8万2000円。自己負担の一部が減免されるものの、手元に2万5000円しか残らない。法施行前に比べ約2万円減り、宇代さんは生活費の不足分を夫（71）との年金で支えてきた。

「応益負担」では、入所者が買い物や定期検診などの単独行動をすると、介護施設は別料金のサービス料を請求できる。また入所者が急病で入院すると、収入源を失う施設側は3カ月で契約を打ち切ることが可能にもなっていた。宇代さんは「貯金が無くなれば食べて寝るだけの生活になる。突然帰る場所がなくなるかもしれないという不安も募り、夜も眠れなかった」と話す。

拓生さんが入所する施設を運営する社会福祉法人理事長の高橋孝雄さん（55）は「入所者の入院が延びるたびに、契約を打ち切るかギリギリの協議をしてきた。多い年は約700万円の損害があった」と明かした。

宇代さんは「法律が『自立』を押しつけてきた。選挙権の行使がままならない弱き者の暮らしを踏みにじる法律を変え、本当の支援法をつくりたい」という。障害者の負担がゼロになる福祉制度とともに施設職員の生活安定を望んでいる。「障害者と職員が心を通わせる余裕がある国になってほしい。多くの人の支えがあって笑顔が保たれる。その笑顔を支える人を明るくするんです」

サービス対象など議論

「基本合意」に基づく新制度策定の議論は、障害者や家族がメンバーの6割を占める政府の新組織「障がい者制度改革推進会議」が舞台となる。今後、同会議内に専門部会を設

け、負担の在り方や福祉サービスの対象となる障害などについて議論を本格化させる。

当面の課題は新制度に移行するまでの間の低所得者の負担軽減策。障害者自立支援法施行でサービス利用者の7割以上を占める市町村民税非課税世帯の障害者は負担が重くなり、9割で月平均8000円以上負担が増えたためだ。

低所得者の負担無料化は「合意の前提」(原告弁護団)。10年度予算案では、住民税非課税世帯のサービス給付などの負担は無料とされたが、医療費については見送られ、財源確保が焦点となる。このほか、障害程度の区分の在り方なども検討課題だ。【野倉恵】

=====

障害者自立支援法違憲訴訟の経緯

- 05年10月 自公政権下で自立支援法成立
- 06年 4月 自立支援法施行
- 08年10月 全国8地裁に一斉提訴(第1次)
- 09年 4月 全国10地裁に一斉提訴(第2次)
 - 9月 マニフェストで法廃止を掲げた民主党による連立政権が誕生。長妻昭厚生労働相が自立支援法の廃止を明言
 - 10月 全国4地裁に一斉提訴(第3次)
- 10年 1月 原告側と国が法廃止などで基本合意
 - 3月 さいたま地裁で初の和解成立

障害者働ける新制度を

朝日新聞

2010年03月24日



職員に付き添われ、ミキサーで肥料作りをする林さん(右)=白岡町小久喜

企業の雇用 増やす視点で

福祉サービスの利用に応じて原則1割の自己負担を課す障害者自立支援法は憲法違反だとして、全国14地裁で71人の障害者らが国などに自己負担をなくすよう求めていた訴訟で、さいたま地裁分(原告12人)が24日、最初の和解成立となる見通しだ。1月に全国訴訟団が厚生労働

省と訴訟終結で合意した条件は、現行法廃止と新法制定。新制度には何が求められるのか。

自立支援法訴訟 きょう和解成立へ

白岡町小久喜の知的障害者の入所施設「太陽の里」。周辺には田畑が広がり、近くを東北道が通る。自閉症で強度行動障害がある林政臣さん(34)は、1996年からここで暮らす。原告の1人だ。

午前8時過ぎ、テレビや食卓がある共同スペースで朝食を食べる。仰向けになり、職員

に歯磨きをしてもらう。午前10時から、仲間と一緒に肥料を作る仕事に励む。作業が終わると、近くの公園まで散歩する。夕方、職員と一緒に階段の掃除をして、集団で入浴。夕食を終え、就寝する。

■ 障害者福祉制度の変遷

- 2002年度まで 措置制度
 - ・自治体がサービスを決定
 - ・法律は障害の種類別
 - ・負担は所得に基づく「応能」
- 03～05年度 支援費制度
 - ・「自己決定の尊重」のため、利用者がサービスを選んで事業者と契約
 - ・負担は「応能」のまま
- 06年度～ 障害者自立支援法
 - ・身体、知的、精神の各障害者福祉を統合
 - ・負担は原則1割の「応益」に（07年4月と08年7月に軽減措置実施）
 - ・サービスの種類と量を決める「障害程度区分」を導入
- 09年9月
 - ・長妻厚労相が同法廃止方針を明言
- 10年1月
 - ・原告団と国が同法廃止などで合意

初めから順調に生活できたわけではない。同年6月、両親の体調不良で短期入所し、9月に父親が亡くなると、着ている下着や服を破り続けるようになった。こっそり大量の水を飲んだり、他の入所者から飲み物を奪い取ったりするようになった。2000年12月、水中毒で入院。03年5月には2階から飛び降り、足を骨折して再び入院した。

施設では職員が付きっきりで、林さんの要求を表情などから読み取るようにした。時間をかけて接することで意思疎通ができるようになった。

しかし、06年に障害者自立支援法が施行されてから、林さんの生活は経済的に圧迫され始めた。

それまでは、利用者の負担は所得に基づく「応能負担」だったが、利用額の原則1割を負担する「応益負担」へ。林さんは月に約1万円だった施設利用料などが約2万5千円になった。同法施行で、施設の光熱費と食費も負担するようになり、合計で1カ月の出費が約5万円から約8万円に増えたという。

1カ月の収入は、障害基礎年金（約8万円）と、父親が生前積み立てていた障害者扶養共済（4万円）の計約12万円。負担が増えて施設の利用をあきらめたり減らしたりする障害者が相次いだため、同法

施行後に2度の自己負担軽減策が実施された。それでも林さんは、水中毒後に必要になった栄養補給用飲料の費用を負担している。

林さんは母親を後見人として08年10月、「生存権などの侵害で違憲」として、他の原告6人と一緒に国と自治体を相手取り、さいたま地裁に提訴した。法廷で母親は「自立支援法は、人間らしく食事やトイレをすることにも、お金を払わせている」と訴えた。

原告は全国14地裁で71人に増えた。当初、国側は争っていたが、政権交代で流れが変わった。衆院選直後の昨年9月、長妻昭厚生労働相は同法廃止を明言。今年1月、「心から反省の意を表明し、施策の立案・実施に当たる」として、原告・弁護団との基本合意文書に署名した。これを受け、各地裁で和解に向けた手続きが進められてきた。

鳩山由紀夫首相を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」が設置され、下部組織と

して障害者団体らによる「障がい者制度改革推進会議」が作られた。県内の原告団も毎回傍聴しているという。

基本合意では、13年8月までに同法を廃止し、新法を制定することになっている。しかし、障害者自立支援法は、それまでの支援費制度の財源が破綻（はたん）したとして生まれた経緯がある。「応能負担」に戻すという新しい制度には、どんな支援が求められるのか。

障害者福祉をテーマに経済学を研究する中島隆信・慶応大学教授は、生活支援を手厚くすると同時に、企業で働ける環境作りをもっと進めるべきだと訴える。「弱い部分をどう助けてあげられるかという視点と同時に、個々の強みをどう生かすかという視点も持たなくてはいけない」

厚生労働省によると、昨年6月現在の民間企業の障害者実雇用率は1・63%で、障害者雇用促進法の法定雇用率（1・8%）を達成した企業は45・5%。埼玉労働局によると、同時期の県内の民間企業の実雇用率は1・54%で、全国下位の42位だ。

中島教授は、制度を考える際、障害者を雇って成功している企業にも参加してもらうことが重要だという。「できる仕事や必要な制度は、障害によって違う。どんな職種に向いているか、働くための準備は何が必要かというアイデアは、企業からしか出ない。行政には、いかに福祉施設と企業をつないでいくかという支援が求められる」

和解「最後まで迷った」 障害者ら 行政へ不信感根強く 自立支援法訴訟

2010年3月25日 読売新聞

福祉サービスを利用した障害者に「応益負担」を課す障害者自立支援法の施行から間もなく4年。県内の障害者らが、国などに自己負担の取り消しなどを求めた訴訟は24日、さいたま地裁で和解が成立し、同法の廃止と、新たな総合的福祉制度を定めることが確認された。しかし、障害者や家族たちには、現状も知らないまま、原則1割の自己負担を求めた行政に根強い不信感がある。原告のある親族は「和解するかどうか最後まで迷った」と語った。



「かわせみ」でクッキー作りに取り組む障害者たち（日高市で）

「自立支援法は十分な実態調査を踏まえずに施行された。今回の裁判は障害者の実態を知ってもらうための裁判だった」と原告弁護団の柴野和善弁護士は振り返る。原告側は訴訟で、裁判官に対し、施設の「検証」を求めている。検証先に挙げたのは、日高市栗坪の「かわせみ」。障害者41人が通い、クッキーや生花、肥料を作って市役所に販売したりしている施設だ。

「働いているのに、なぜ施設利用料を払わないといけないのか」。通所する原告の村田勇さん（30）は納得ができなかった。月々の給料は約1万円。同法施行で月1500円の負担が村田さんに重くのしかかった。11年前から仕事を探しているが、知的障害と若年性関節リウマチがあり、就職先は見つからない。

同法は施設利用を「就労移行支援」などと位置づけた。萩原政行施設長（57）は「通所者は地域とも連携し、ちゃんと仕事をしている。実際に来て、働いている姿を見てもらいたかった」と訴える。

施設入所者の負担はさらに大きい。蓮田市黒浜の障害者支援施設「大地」。入所する原告の秋山拓生さん（36）は脳性まひを抱え、歩くことも話すこともできない。障害基礎年金が月約8万2000円支給されるが、施設利用料の自己負担分などを差し引くと、手元に残るのは2万5000円弱。施行前より約2万円減った。生活費もかかるため、ほぼ毎月赤字だ。

「死んだ後の子どもの将来が不安でたまらない。最低限の命を守ることは保障してほしい」。母親の宇代さん（68）は言う。「障害を持って生まれたことも自己責任なのではないでしょうか」

国や障害者らでつくる「障がい者制度改革推進会議」が今、新たな福祉制度を検討している。柴野弁護士は「厚労省には、実態を踏まえた新法を制定してもらうためにも、ぜひ現場に来てもらいたい」と訴える。

県内で同法に基づく福祉サービスの支給対象者は約2万2000人。「これからがスタート。障害者が連携し、現場の声を反映してもらえよう監視していきたい」と宇代さんは言うが、「今後、政権交代などがあった場合、合意がどう生かされるのか、不安が残る。判決で違憲と判断してもらいたいという思いもあった。最後の最後まで、和解していいのかわり、心が揺れた」と明かした。

障害者自立支援法訴訟：和解 厳しい新制度確立 毎日新聞 2010.3.25

全国14地裁で71人が国を訴えた障害者自立支援法の集団違憲訴訟は24日、さいたま地裁で初の和解が成立した。1次提訴から11カ月後に政権が交代し、判決前に国が法律廃止を表明した「行政訴訟史上まれな裁判」（竹下義樹・原告弁護団長）は、障害福祉法制を大きく転換させるきっかけとなった。だが、財政難を背に、持続可能な新制度を確立する道のりは厳しい。【野倉恵】

障害者福祉サービスは03年度、利用者がサービス内容を選び事業者と契約する「支援費制度」に転換した。支払い能力に応じた負担となり「障害者の意見を国が相当くんだ、一つの到達点」（障害者団体幹部）と歓迎された。

だが、サービス量の急増で初年度から100億円超の財源不足になり、06年度、1割を原則自己負担する自立支援法が導入された。

所得保障が十分でなく障害が重くなるほど負担も重くなる仕組みだったため、年金や福祉手当に頼る障害者を圧迫。福祉施設を営む事業者も、定員に応じて毎月支払われていた報酬が、利用実績による日割り計算となり、経営を圧迫された。原告第1号の秋保喜美子さんは「障害を『自己責任』とみなす仕組み」と批判した。

長妻昭厚生労働相は就任4日目に同法廃止を表明。訴訟を支える障害者団体幹部らと旧知の山井和則政務官が「私もこの法律施行後、施設経営者の親友を亡くした。共に新たな仕組みを考えてください」と原告側に語りかけ、交渉を始めた。厚労省は負担実態を初めて調べ昨年11月、障害者の87%で月平均8518円の負担増が判明した。

昨年12月には10年度予算案での低所得者の負担無料化を巡り、弁護士が政務官室で詰め寄る場面も。結局、ホームヘルプや車椅子修理などは住民税非課税世帯で無料化されたが、手術などの医療費に負担が残った。

先行きに不透明感も残り、訴訟終結へ見通しがついたのは、今年1月7日の「基本合意調印式」の1時間前だった。

財源確保が緊急課題

支援法は当面、新制度ができるまで継続する。低所得者の医療費の無料化が緊急課題とされるが、約200億円の財源が必要だ。

縦割りだった身体、知的、精神の障害福祉を一元化して、精神障害をサービス対象に加えた点は、「支援法の長所としてくむべきだ」との関係者の指摘はあるが、基本合意では「障害者の意見を踏まえることなく、拙速に」導入されたと自戒する。新制度は、障害者やその家族が6割を占める政府の「障がい者制度改革推進会議」が議論の場。制度の谷間をなくすため、難病や発達障害、高次脳機能障害などを含めるか、障害の範囲も再検討する。メンバーの障害者団体幹部は「私たちは政府を批判してきたが、今後は批判覚悟で、国民に共感される議論をしないと」と話している。

障害者ら「新法見守る」

原告の障害者や支援者らは閉廷後の集会で「本当に障害者のためになる法律ができるまで安心できない」と声をそろえた。

地裁近くであった集会には約320人が参加。原告の中村英臣さん(41)の母和子さん(69)は「ひどい法律が廃止されて新法が動き出すまで、しっかり見守りたい」と決意を語った。【飼手勇介、町田結子】

